

第4回川西町第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定委員会会議録要旨

日時	令和3年1月28日（木）午後2時00分～午後3時00分
場所	川西文化会館 2階 サークル室ABC
出席委員	丸谷延弘、吉村勝、入口芳一、中川雅仁、池田富一、辰巳佳正、島田利級、湯浅博美、薦田義治、松波芳子、寺澤秀和、三原文子、森田政美
欠席委員	中川悟士 河野弥生
事務局	長寿介護課、株式会社ぎょうせい

1 開会

2 議事

【事務局説明（要点）】

（1）第7期計画中のグループホーム整備に関する報告

現在の特別養護老人ホームゆいの里あすか東側を予定地として、今年の夏又は秋頃開設予定であったが、12月中頃に整備事業者である、(株)すまいるの代表者から事業の中止（辞退）の申出があった。これまで新型コロナウイルスの感染拡大などが影響し、資材等の調達の見込みが立たない等で計画を延長しながらも進めていたところであった。事務局としてはなんとか状況がよい方に変わらないか依頼したが「このまま続けるのは困難になった」とのことであった。中止の理由については、「弊社及びその関係者間の諸事情」となっているが、事業者である(株)すまいると、すまいると共に計画を進めていた関係者である土地の所有者と工事の施工業者との間での事情で資金計画が立てられないとのことであると聞いている。詳細については、当事者間のことになるが、整備計画の継続はできなくなったとのことで、新たなグループホームの整備については、出直しということになる。次期第8期計画において改めてこの整備について盛り込み公募をかけていきたいと考えている。このことにより、前回の策定委員会において提示した計画素案の地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護に係る介護サービス給付の見込量を見直している。また、これと併せて他のサービスにおいても直近の実績から見たサービス給付の見込量に見直している。

（2）パブリックコメントについて

<資料1>川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）へのパブリックコメントの実施結果について

事業計画の策定に当たり、多くの住民の意見を反映し、より充実した計画とするため、計画の素案を公開し、パブリックコメントを実施した。

意見の募集期間は、令和2年12月10日（木）から12月25日（金）までとし、川西町ホームページへの記事の掲載及び役場長寿介護課と川西町立図書館に素案・公募要領を設置、12月10日（木）午後8時の防災無線放送によりパブリックコメント実施の周知を行った。

この募集の結果、素案に対する問合せ及び意見提出は、0件であった。

（3）川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（原案）について

<資料2>川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（原案）

<資料3>川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画第3回策定委員会資料からの変更点

今回策定する第8期計画は、令和3年度から令和5年度の3年度分についての給付量などを見込む作業となるが、本年度の令和2年度数値に関しては、最新の実績や制度改正の情報などを随時反映しており、前回提示の計画案から令和2年度の数値の変更が生じているが、多数のサービスに及んでいるため資料3には記載していない。また、軽微な文言修正などに関しても割愛している。

資料2の50ページ(4)訪問リハビリテーションの令和3年度から5年度の利用回数について、利用人数は横ばいで見込んでいるが、利用回数の見込みが少なかったことから、回数を見直し、各年度12回増の50回へ増加させている。

52ページ(7)通所リハビリテーションの令和3年度から5年度の利用回数についても、利用人数の伸びの見込みに合わせて、利用回数も各年度1回もしくは2回へ増加させている。

58ページ(5)認知症対応型共同生活介護の令和3年度から5年度の利用人数は、グループホームの整備計画に変更が生じ、第8期計画期間中に再度公募・整備をする考えであるため、前回委員会では令和3年度から増加を見込んでいた利用人数を1年後ろにずらし、令和4年度からの増加へと変更している。

59ページ(1)介護老人福祉施設の令和3年度から5年度の利用人数について、最新の利用実績情報などを反映させる中で令和2年度の利用人数が増加しており、その増加人数分を令和3年度以降も各年度1名ずつ増加させている。

以上4点の見込み数値の変更に伴い、61ページから67ページに記載しているサービス量や給付費の一覧表についても連動して変更している。

69ページ(1)標準給付費見込額の中の、4.特定入所者介護サービス費等給付額、5.高額介護サービス費等給付額、6.高額医療合算介護サービス費等給付額、7.算定対象審査支払手数料の4項目の見込額は、当初は国から提供された過去の実績などのデータを基にした見込数値を使用していたが、主に直近の実績数値を反映させ、算出の見直しをすることとし、前回案より見込数値を増加させている。この見直しにより、直近の支払実績額に応じた見込みを算出することができている。これにより、8.標準給付費の合計は、3年間で約2,100万円の増加となっている。この4項目の当初の国のデータは、単純な給付費実績だけではなく、補助金などの財政影響額を考慮しての計算であるため、実際に川西町から支出している金額とは差が出ていた。保険料算出データとして利用するよう国からの提供はあったものの、全体の給付額と保険料基準額を計算・決定する中で、実際に支出する金額を基として基準額を見込むべきではないかと奈良県、長寿介護課内で調整し、今回の変更としている。

以上が見込数値の変更点であり、この変更を基に、保険料の計算をすることとなる。

71ページ、保険料基準月額について、令和3年度から5年度の見込額の変更を考慮すると、増加する給付費と減少する給付費の両方を差引きで反映させることで若干の増加変動が生じたが、国からの財政調整交付金の見込額の見直しなどから、保険料収納必要額については前回案から9万1,623円減少している。これらの要因から、前回お示しした、介護保険準備基金の取崩しを行わない場合の保険料基準月額であった6,317円から8円マイナスとなった6,309円と算定された。この金額から、準備基金を取り崩して活用することとしている。給付額など見直し分の影響については、前回御説明しました基金取崩し金額の約7,200万円を、7,130万円へと調整することで保険料を679円抑えることができ、前回委員会で御確認をいただき、基金を活用することにより算定した月額5,630円からの変更はせずに据え置くこととしている。

保険料関係での前回案からの変更点は、第1から3段階の保険料率・年間保険料と、第7から9段階の保険料算定のための合計所得金額である。この2つは、国から示された制度上の影響によるもので、第1から3段階の保険料率については、令和元年10月から適用された消費税の10%への引上げに伴う低所得者に対する軽減強化として、それぞれ0.3、0.5、0.7へ下がったことにより、それに応じて年間保険料が第1段階で2万200円、第2段階で3万3,700円、第3段階で4万7,200円と、それぞれ下がって

る。また、第7段階の算定所得金額が「120万円以上200万円未満」から「120万円以上210万円未満」へ、第8段階が「200万円以上300万円未満」から「210万円以上320万円未満」へ、第9段階が「300万円以上」から「320万円以上」へそれぞれ変更となっている。

【会長】 基金をつぎ込み保険料を抑制しているという点について、もう一度説明してもらいたい。

【事務局】 前回に示した基金を取り崩さない場合の金額が6,317円で、今回再算定した同じく基金を取り崩さない金額については6,309円となる。

【会長】 基金の残額はどうなる、全額取り崩しになるのか。

【事務局】 以前と同様の約7,200万円という見込みでほぼ全額取り崩しとなる。

【会長】 コロナ禍の影響による利用控えから、介護報酬の引き上げという新聞記事を読んだが、その情報は県等からあるか。

【事務局】 県からは確認できていないが、新聞を読んだ情報では、訪問介護と通所介護にコロナの影響があるということで、特に通所系の報酬が若干上がるというふうには聞いている。

【会長】 もし仮に介護報酬が上がったとしても、計画の及ぶ範囲ではあるということではよろしいか。

【事務局】 サービス料が上げれば保険料が上がるというジレンマみたいなものがあるが、ぎりぎりの範囲で設定しているので、安心とまでは言えないが、何とかこれでいけるのではないかと今のところは見込んでいます。

【会長】 前回の委員会でもお伺いしたと思うが、率直にこの保険料額についてどのように感じておられるのか。前は皆様は好意的に受け止めているような話をお伺いしたかと思うがどうか？

【委員】 保険料は適切だと思う。

【委員】 私も適切だと思うが、なるべく安いほうがいいかなとも思う。健康に自信のある方で、これだけ毎月、毎年払っていくというのもちょっと大変かなというところもあるが、これが保険だと思う。適切は適切だが、介護を受けてない者にとっては、少し高いかなというような感じは受けるが。

【会長】 相互扶助で助け合いの精神ということを、できるだけ住民の皆様に御理解いただけるように、啓発をお願いしたい。

【会長】 資料2の「川西町第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」について、この内容を承認とすることでよろしいか。

《全員挙手にて承認》

【会長】 承認を確認した。

【事務局】 本日、承認いただいた令和3年度から5年度までの間の介護保険の事業計画については、これをもって事業を展開する。

介護保険料については、川西町の介護保険条例の一部改正を行い、3月の議会に諮る予定である。

3 事務連絡

4 閉会